

# 障害者の雇用を御検討の企業の皆様へ

群馬県が実施する障害者を対象とした職業訓練

## 実践能力習得訓練コース

を御活用ください

職業訓練（3か月以内[標準2か月]の実務実習）を受託

いただける企業・団体を募集しています



障害のある方の  
就職を目指して、  
企業等を実習先とし、実際の作業  
を通して実践的な職業訓練を実施  
するコースです。

### コース概要

### 委託費を お支払いします

原則、中小企業様へは受講者1人  
あたり月額9万円(税別)、それ以外  
の企業様へは月額6万円(税別)  
を上限にお支払いします。

### コース設定

訓練期間：3か月以内  
[標準2か月]  
開催時期：打合せにて決定  
訓練人員：原則1～2名/コース  
訓練時間：標準100時間/月  
(60時間/月～126時間/月)  
※訓練期間中は、出席管理等の  
関連事務があります。



お気軽に  
御相談して  
ください!

### お問い合わせ先

〒371-0006 前橋市石関町124-1

群馬県立前橋産業技術専門校 産業人材開発係 障害者委託訓練担当

電話 027-230-2211 FAX 027-269-7654

ホームページ <http://www.maetech.ac.jp>

## 【障害者雇用を検討している企業の皆様へ】

障害者のための職業訓練のひとつである「実践能力習得訓練コース」の受託を御検討されてみてはいかがでしょうか。

### メリット！

- 自社の施設（事務所、工場、店舗など）を活用した職業訓練であるため、
- ◎ 訓練中の指導を通じて、受講者に業務手順や職場のルールを十分に伝えることができます！
  - ◎ 受講者の業務遂行力や必要な配慮点等について、具体的に知ることができます！
  - ◎ その上で、採用を検討することができます！

**この訓練を活用し、有為な人材を採用された企業が多数あります！**

※ 前橋産業技術専門校の職員が、「訓練内容の設定から面接、訓練実施、関係事務、委託料のお支払」に至るまでコーディネートいたします。

### 【訓練活用の流れ】

前橋産業技術専門校へ相談【エントリーを作成し、訓練内容を決定します】

受講者の募集【見学等の対応（現場説明など）をしていただきます】

求職者が訓練へ応募【入校選考の実施（ハローワークのあっせんが必要）】

委託契約の締結【見積書等、関係書類を提出していただきます】

訓練実施【訓練の他、訓練実施状況報告などの事務があります】

訓練修了【完了報告書を提出いただいた後、委託費をお支払いします。】

受講者の採用を御検討ください

群馬県立前橋産業技術専門校 産業人材開発係 障害者委託訓練担当

電話 027-230-2211 FAX 027-269-7654

ハロートレーニング

— 急がば学べ —

